

広告掲出仕様書

広告を掲出する事業者を募集します。

◆施設利用について

名 称	早良区役所広告付デジタルサイネージ型庁舎案内板
所 在 地	早良区役所（福岡市早良区百道二丁目1番1号） ※ 地下鉄空港線「藤崎」駅下車 3番出口横 ※ 西鉄バス「藤崎」下車すぐ
建物面積	延床面積 5,907.65 m ²
設置場所	早良区役所正面玄関風除室及び南側通用口通路 ※ 別添の「庁舎案内板の設置場所」を参照。
掲出概要	デジタルサイネージ型の庁舎案内図、早良区全域の案内地図及び広告等を設置します。利用者は、タッチパネル方式で庁舎案内図、行政情報、リアルタイム情報（ニュース、天気予報等）及び広告の閲覧が可能となります。
掲出期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
利用者数	令和6年度 105,118件／年（1日平均433件） ※ 来庁者の実数把握ができないため、市民課の届出・証明発行件数を計上しています。
セールス ポイント	早良区役所は、多数の市民が利用する施設であるため、案内板を玄関口付近に設置することにより、高い広告効果が期待できます。
担当部署	早良区総務部総務課

◆案内板の規格について

案内板の サイズ	案内板Ⅰ A面：縦2,100mm×横1,850mm×奥行500mm程度 B面：縦2,100mm×横900mm×奥行500mm程度 案内板Ⅱ 縦2,100mm×横900mm×奥行500mm程度 ※ 別添の「庁舎案内板設置図」を参照。
案内板の 仕様等	① 「ユニバーサル都市・福岡」を推進するため、関連する各種法令・基準に適合するバリアフリー仕様としてください。また、省エネルギー対策が施された機器を使用し、可能な限り消費電力量の削減を行ってください。 ② 電源の入切はタイマー機能による自動制御を可能とし、区役所の開庁時間のみ稼働することとします。 ③ 状況に応じて手動による電源の入切、調光及び音量調整（無音を含む）ができるようにしてください。 ④ 案内板の下部に行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を設置してください。設置する箇所や個数等については、別途協議を行うものとします。 ⑤ 案内板の制作・設置・運用・維持管理・撤去等に要する一切の費用及び原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。 ⑥ 案内板本体は、庁舎施設に負担の少ない方法で壁面または床面に確実に固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を必ず講じてください。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応してください。 ⑦ 掲出期間内であっても庁舎移転やレイアウトの変更等によりやむを得ず本広告掲出事業を中止することがあります。 ⑧ 出生・死亡・婚姻・離婚に関わる業種については、事前に協議してください（例：墓地の案内、結婚紹介所、弁護士の離婚相談など） ⑨ 停電・通信回線の事故、コンピューターウィルス感染等のトラブルによる不具合に備えた対策を施すとともに、不具合発生時等緊急時には、即対応し、原則として当日中に復旧させること。

	<p>掲出内容は、以下のとおりとしてください。また、以下に記載されていない仕様等の詳細については、広告代理店決定後、市との協議により決定するものとします。</p> <p>【案内板I】</p> <p>① 早良区全図及び早良区役所周辺地図（LEDバックライト仕様）</p> <p>(ア)学校、公民館等主要な公共施設、避難所の名称・住所・電話番号等の行政情報をカテゴリー別に日本語及び英語併記にて見やすく表示させてください。</p> <p>(イ)(ア)のほか、広告掲出企業の所在を表示できるものとします。</p> <p>(ウ)地図面は国土地理院の地図をベースにした実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様としてください。また、地図はQRコードから詳細な情報にアクセス出来るようにするなど、モバイルとの連携により、利用者の利便性が向上するよう工夫してください。</p> <p>(エ)毎年度1回は表示情報を最新の情報に更新することとし、必要な修正を加えること。</p> <p>② デジタルサイネージ型早良区役所庁舎案内図（タッチパネル方式）</p> <p>(ア)課名及び目的から該当する課への庁舎案内ができるように表示してください。</p> <p>(イ)日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語に対応できるものとしてください。</p> <p>(ウ)動画や音声による行政情報を放映する機能を持たせてください。</p> <p>(エ)毎年度1回は表示情報を最新の情報に更新することとし、必要な修正を加えること。</p> <p>③ 広告情報（タッチパネル方式）、ニュース・天気予報等のリアルタイム情報放映</p> <p>(ア)広告情報は、パネル表示部分全体の40%を限度とします。</p> <p>(イ)広告内容等に関する一切の責任及び負担は広告代理店が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。</p> <p>(ウ)広告代理店は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証することとします。</p> <p>(エ)広告代理店の社名・電話番号を明示し、各種問い合わせ等にも対応することとします。</p> <p>(オ)広告枠内に広告である旨を表示してください。</p> <p>(カ)リアルタイム情報については、インターネット通信により常に最新の情報を放映します。なお、インターネット通信に係る経費は、広告代理店負担とします。</p> <p>【案内板II】</p> <p>① 早良区役所庁舎案内図（LEDバックライト仕様）</p> <p>(ア)デザインは、案内板Iの庁舎案内図を基に作成してください。</p> <p>(イ)表示する内容やレイアウトの詳細は、別途協議により決定するものとします。</p>
広告掲出に関する留意事項	<p>広告掲出にあたっては、福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守し、広告掲出前に区担当課による事前審査を受けてください。</p> <p>初回分の広告内容審査期限は、令和8年3月上旬とします。</p>
その他	<p>① 案内板の設置にあたっては、行政財産目的外使用許可の手続きが必要です。</p> <p>② 早良区の地図及び庁舎案内図については、1年度に1回最新の状態に更新してください。また、庁舎案内図については、区役所内に設置するための案内板（パネルボード等）のほか、早良区のHPに掲載するための庁舎案内図データ（PDF等）も提出していただくこととします。詳細は、別途協議により決定するものとし、これらの作成等に掛かる一切の費用についても広告代理店の負担とします。</p>

◆申込について

申込対象	広告代理店
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。市登録業者の方は、添付書類の提出は不要です。 ・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 <p>ア 直接持参の場合 下記申込先に、直接持参して下さい。</p> <p>イ 郵送の場合</p> <p>(1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの <p>(2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。</p> <p>※電子メールでの提出はできません</p>
広告料金	<p>最低予定価格：年額 600,000 円（税込）</p> <p>広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく年間の金額（税込）で、製作費などは含まれません。</p> <p>※行政財産目的外使用料及び電気代を含むものとします。</p> <p>支払予定期</p> <p>第1期：令和8年5月頃</p> <p>第2期：令和8年8月頃</p> <p>第3期：令和8年11月頃</p> <p>第4期：令和9年2月頃</p>
申込締切日	<p>ア 直接持参の場合：令和7年12月26日（金） 15時</p> <p>イ 郵送の場合：令和7年12月25日（木） 必着</p>
選定基準	<p>① 原則、最も高い広告掲載料を提示した広告代理店を選定します。</p> <p>② 複数の代理店が最も高い広告掲載料を提示した場合には、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行なう日時については、改めて通知します。</p>
申込先	<p>財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島</p> <p>〒810-8620福岡市中央区天神1-8-1</p> <p>Tel 092-711-4579 / Fax 092-711-4833</p> <p>メール zaisankatsuyou@city.fukuoka.lg.jp</p>
施設に関する問合せ先	<p>早良区総務部総務課 担当：藤岡・山口</p> <p>〒814-8501 福岡市早良区百道2-1-1</p> <p>TEL 092-833-4303 / FAX 092-846-2864</p> <p>Eメール somu.SWO@city.fukuoka.lg.jp</p>

庁舎案内板の設置場所



庁舎案内板Ⅰ設置図（正面玄関風除室内）

【現在図】



庁舎案内板Ⅱ設置図（南側通用口通路）

【現在図】

